令和８年度 東京都入札監視委員会
第１回　制度部会

○ 日時：令和８年９月９日（水）　午後３時から

○ 会場：東京都庁第一本庁舎南塔 33 階　特別会議室Ｓ５

（ ※上記会議室を拠点としたオンライン会議 ）

○　次　第

１　開会

２　出席者の確認

３　議事進行の説明

４　資料の説明

５　議事

（１）第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み　資料１

（２）最近の工事契約への対応について　資料２

（３）施工時期等の平準化について　資料３

６　閉会

令和８年度東京都入札監視委員会 第１回制度部会
出席者

部会構成員　　（敬称略）

部会長	東京大学大学院工学系研究科教授	堀　田　昌　英
委　員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉　藤　徹　史
委　員	株式会社クロト・パートナーズ代表取締役	石　橋　　哲
委　員	弁　護　士	柄　澤　愛　子

都側職員

財務局 経理部長	佐　藤　直　樹
財務局 契約調整担当部長	荒　山　英　之
財務局 経理部 契約調整担当課長	東　川　直　史
財務局 経理部 契約調整担当課長	蓮　見　亮　太
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	石　川　康　貴

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

＜報告主旨＞

　持続可能な建設業の実現に向けた第三次・担い手３法（建設業法、入札契約適正化法、公共工事品質確保法）が令和６年７月に公布され、令和７年１２月に全面施行された。

　本日は、第三次・担い手３法の概要及び法施行に伴う契約制度に関する都の取組みについて報告する。

＜目次＞

- ○　建設業の役割
- ○　建設業就業者の現状
- ○　第三次・担い手３法の概要
- ○　労務費の基準
- ○　入札時の実効性確保の取組み
- ○　労務費ダンピング調査

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

建設業の役割

建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、**最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○（一社）仙台建設業協会　3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○（一社）熊本県建設業協会　地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
（国道443号寺迫（益城町））



【道路啓開（倒木、崩壊土砂の撤去）】
（県道45号阿蘇講公園菊池線）

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故（2007年米ミネソタ州）】
（出典：MN/DOT）



香川・徳島県境無名橋（鋼2径間単純トラス橋）の落橋（2007年）

国交省資料より作成

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

建設業就業者の現状

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者：685万人（H9） → 504万人（H22） → 477万人（R6）

○技術者　　：41万人（H9） → 31万人（H22） → 39万人（R6）

○技能者　　：455万人（H9） → 331万人（H22） → 300万人（R6）

（万人）

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移

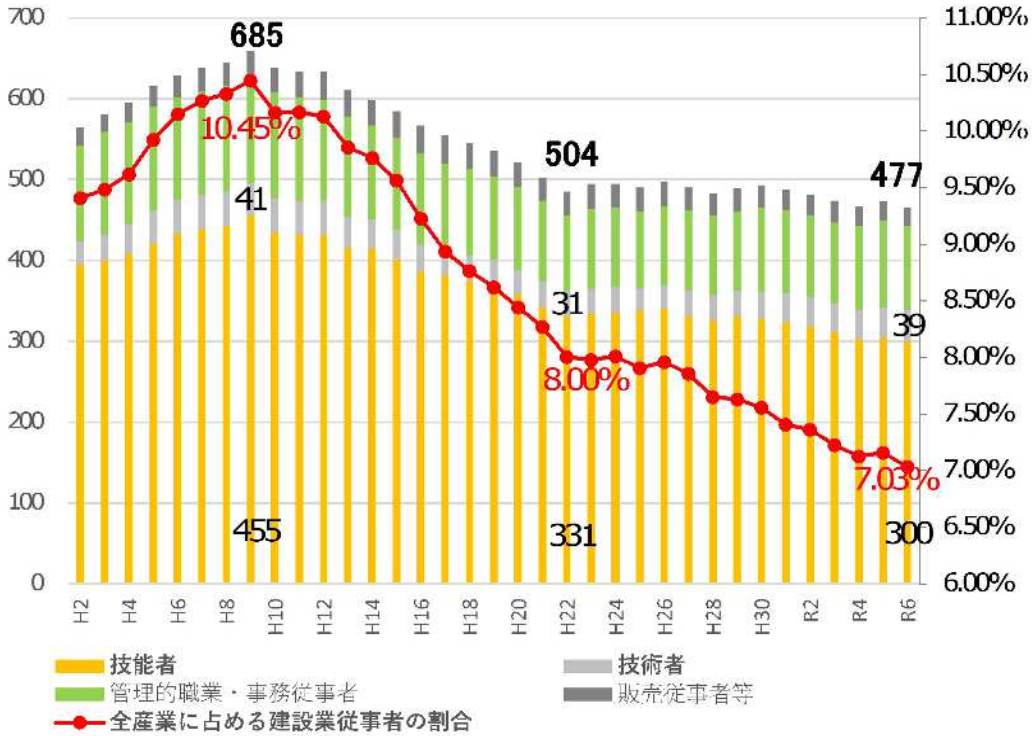

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

（%）

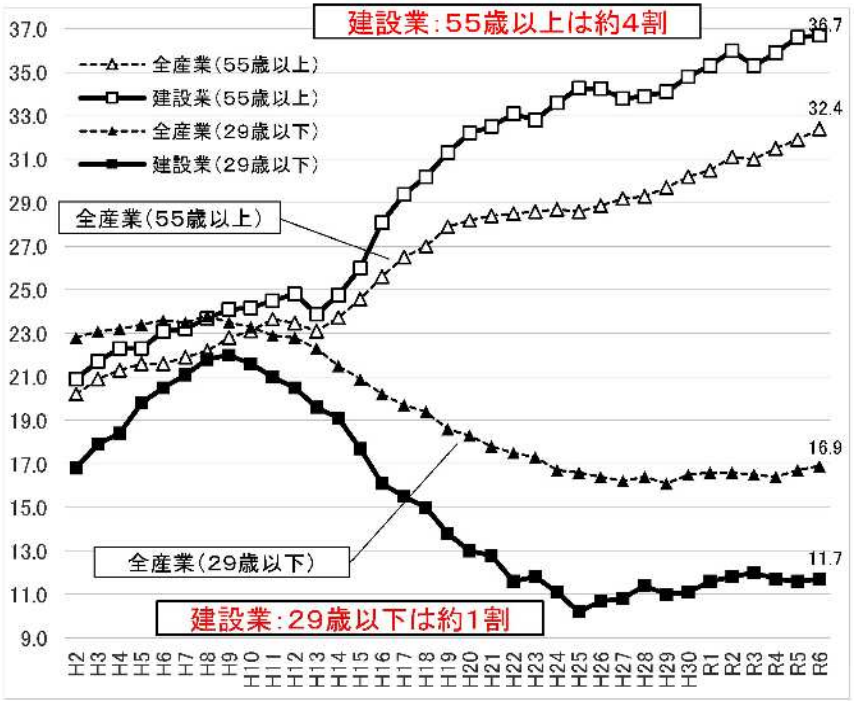

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

（※1　平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値　　※2　グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

国交省資料より作成

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

第三次・担い手３法の概要

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 ）（▲15.6%） 2,022時間/年 ）（＋3.5%）
全産業 494万円/年 1,954時間/年

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年） 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

（参考2） 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

［H9］ 685万人（10.4%） ⇒ ［R4］ 479万人（7.1%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革・生産性向上	労働時間の適正化 現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1．労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

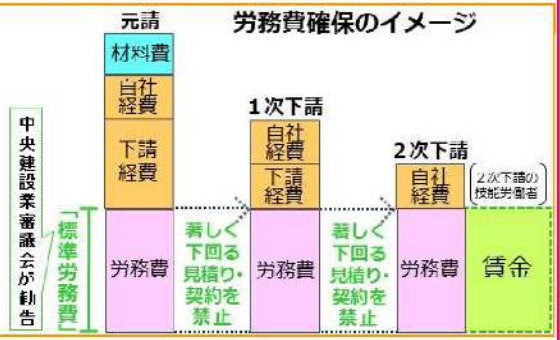

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化（例．遠隔通信の活用）

・国が現場管理の「指針」を作成（例．元下間でデータ共有）

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



国交省資料より作成

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

労務費の基準

○ **労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化**（建設業法25条の27）

○ **適正な水準の労務費が**、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請－下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能労働者の賃金として行き渡ることを図る。**

○ このため、中央建設業審議会が**「適正な労務費の基準」を作成**（建設業法34条）し、これを**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**

○ 具体的な **「基準値」は、順次国交省で決定**

○ また、**実効性を確保する取組**を実施

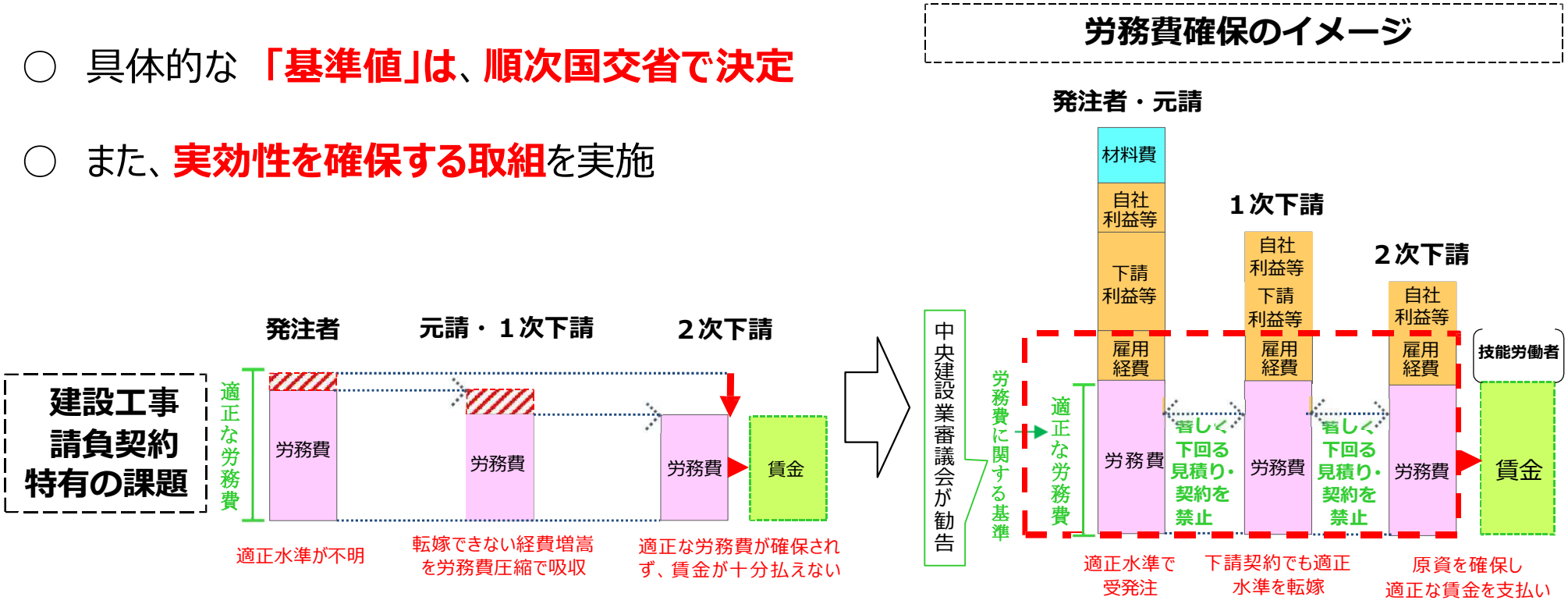

国交省資料より作成

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

入札時の実効性確保の取組み

R7.12（法施行）　R8.4～　R8.6～　R8.10～

入札時に労務費等を記載した内訳書を提出

周　知 → 入札参加者による入札金額内訳書の提出

・入札時に事業者に労務費等を含む内訳書の提出を求める

※　赤字部分が追加となる項目

工事内訳書

名称	数量	金額
直接工事費		
うち材料費		
うち労務費		
共通仮設費		
現場管理費		
うち法定福利費		
うち安全衛生経費		
一般管理費等		

内訳書の調査（労務費ダンピング調査）

検　討 → 公表・周知 → 労務費ダンピング調査

・入札金額内訳書に明示された「労務費」が著しく低いか調査※を実施
　※調査：落札候補者の工事内訳書における直接工事費について、発注者が算出した一定水準を下回るかを調査
・労務費が著しく低い恐れがあると判断した場合、理由書を提出させる
・正当な理由がない等の場合は、建設Ｇメンに通報
・制度の円滑な導入を図るため、関連事業者が多くなる傾向のある大規模案件から試行

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

労務費ダンピング調査

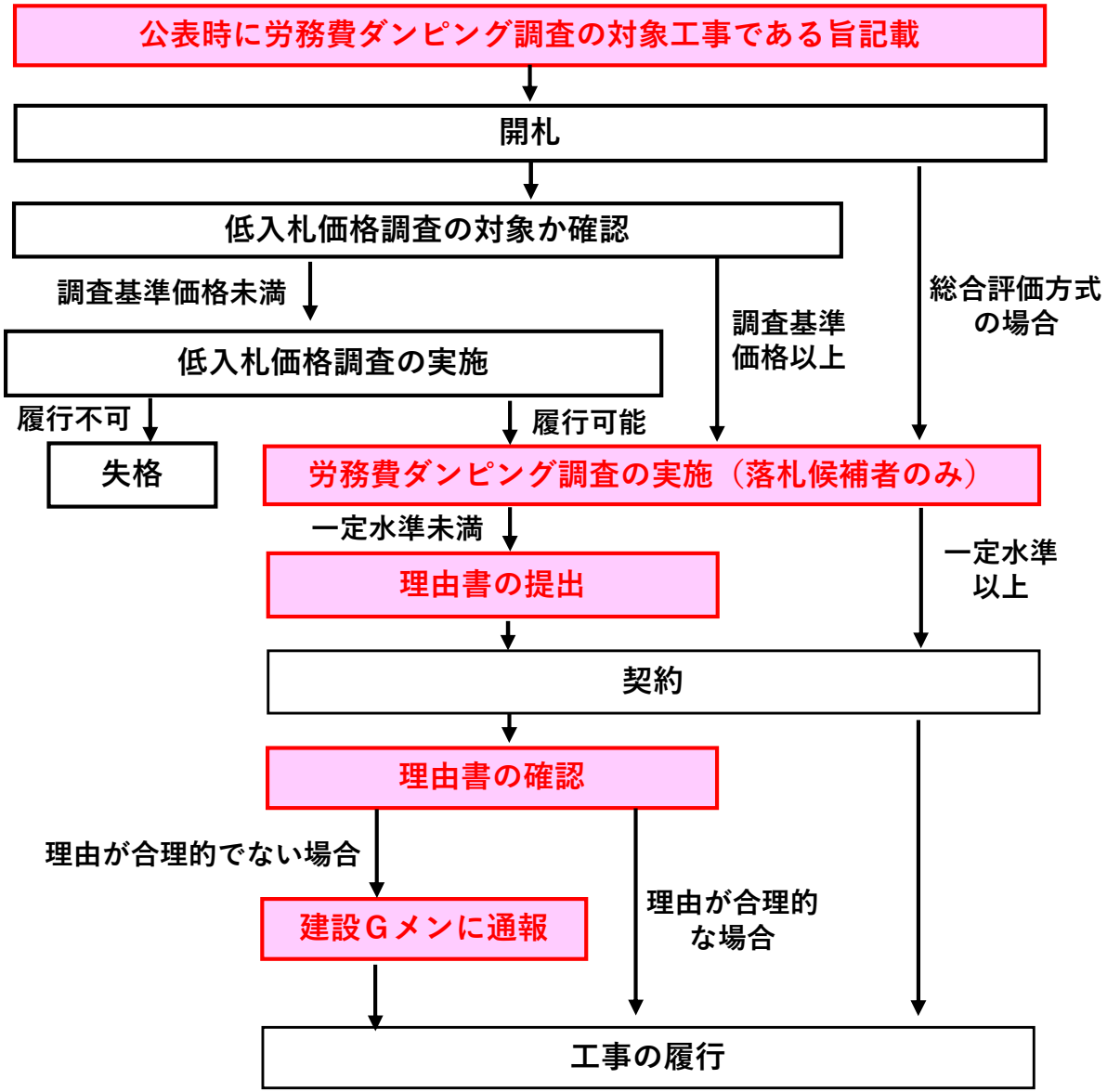

国交省「労務値ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に準じて対応

第三次・担い手３法と契約制度に関する都の取組み

資料１

労務費ダンピング調査

建設Gメンと許可行政庁の事務分担について

運用フェーズ	労務費ダンピング調査	書面調査	実地等調査	立入検査 報告徴収	指導監督
根拠条項	入契法第12条・第13条	建設業法第40条の4	建設業法第40条の4	建設業法第31条	建設業法第28条・41条
概要	落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費(労務費等)が「一定水準」以上か否か・理由等を調査	労務費ダンピング調査の結果を踏まえ、適正な労務費等が確保されているか調査	書面調査の結果をもとに、建設Gメンが実地等による調査を実施。 ※許可行政庁に調査結果を必要に応じて情報共有	実地等調査の結果、法令違反の疑いが高い事案について、許可行政庁による立入検査等を実施。	法令違反を行った建設業者に対する指導監督と共に、発注者に違反があった場合も必要な勧告を実施。
担当部署	公共発注者	建設Gメン(国土交通省)		許可行政庁(国土交通省) 許可行政庁(都道府県)	
調査・実施事項	・労務費を含む直接工事費(直接工事費×0.97) ・価格設定の理由等の確認 ※低入札価格調査等対象の落札候補者のみ調査対象	・労務費等の確保状況 ・工期の設定状況 ・価格転嫁状況 ・下請代金の支払状況　等		立入検査等を通じた行政指導・監督処分の検討	・28条に基づく行政処分 ・41条に基づく勧告　等

国交省資料より作成

最近の工事契約への対応について

資料２

＜契約制度における都の対応状況＞
- ○　契約金額や契約期間の変更など、柔軟に対応するよう庁内に通知
- ○　スライド条項の受注者への周知について庁内へ依頼
- ○　単価契約工事における物価変動への対応について庁内へ通知
- ■　ナフサ由来の建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等を実施した場合に設計変更で対応する運用を開始

中東情勢を受けて、建設工事においても、建設資材の調達や価格などへの影響が懸念されることから、国土交通省からも地方公共団体に以下を要請
- ・適正な請負代金・工期の設定（予定価格へ最新の実勢価格を適切に反映。工期設定にあたり資機材の納期を勘案）
- ・適切な契約変更（工期延長等の際に必要となる経費の計上。スライド条項を適切に運用して契約変更協議に誠実な対応）

（参考）入札不調の発生状況
例年と比べて大きな変化はなし

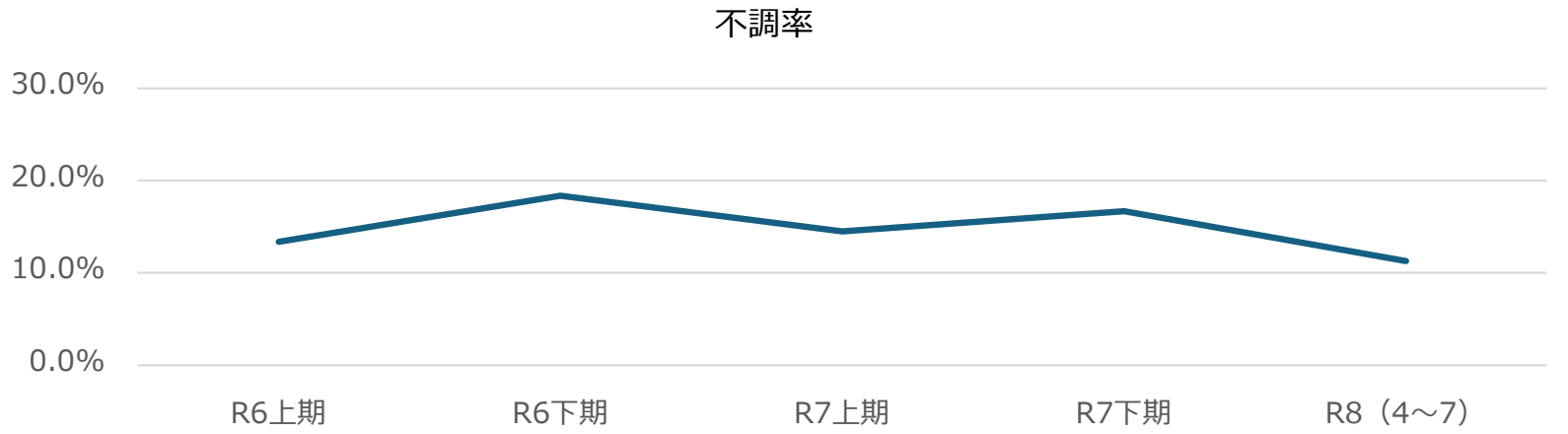

※知事部局発注の予定価格250万超の競争入札案件
（R7年度以降は400万円超）

施工時期等の平準化について

資料３

【背景】

■ 公共工事では、**年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差**が発生

■ **工事の閑散期には、仕事が不足し、**公共工事に従事する**技能者の収入が減る可能性が懸念**される一方、**繁忙期には仕事量が集中**することになり、**技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等が懸念**

公共工事における工事出来高の状況

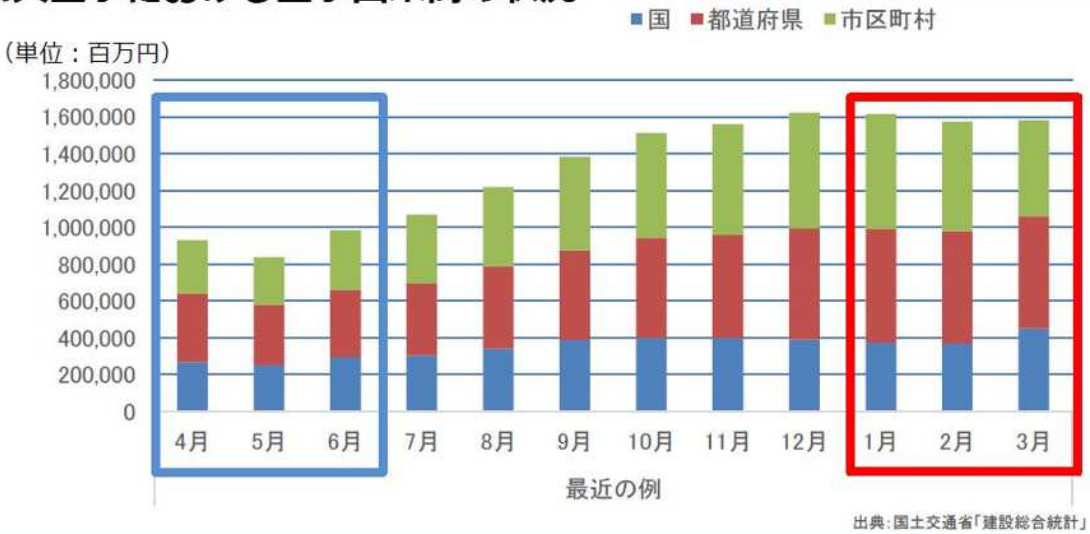

閑散期（青枠の期間、4月～６月）
（技能者）　仕事が少ないため、収入が不安定になる
（建設業者）人材・機材が需要に対して過剰

繁忙期（赤枠の期間、１月～３月）
（技能者）　仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
（建設業者）技術者が不足する懸念

⇒ **公共工事品質確保法では、発注者の責務として公共工事の施行時期の平準化が規定**
入札契約適正化法では、公共工事の発注者が施行時期の平準化のための方策を講じることが努力義務化

（出典）国土交通省資料より作成

施工時期等の平準化について

資料３

【これまでの都の取組】

■ H28～H30年度：**発注時期の平準化**

・工事 … 集中期（10～12月）と端境期（3～5月）の発注件数の比率

■ R01～R03年度：**施工時期等の平準化**

・工事 … 4～6月の平均稼働件数 ／ 年度の平均稼働件数

・設計等委託 … 2～3月に履行期限を迎える割合

■ R04～R08年度：**施工時期等の平準化**

↳取組期間の拡大、見える化

・工事 … 4～6月の平均稼働件数 ／ 年度の平均稼働件数

・設計等委託 … 1～3月に履行期限を迎える件数の割合

施工時期等の平準化について

資料３

■ 平準化の推移（工事・業種ごと）

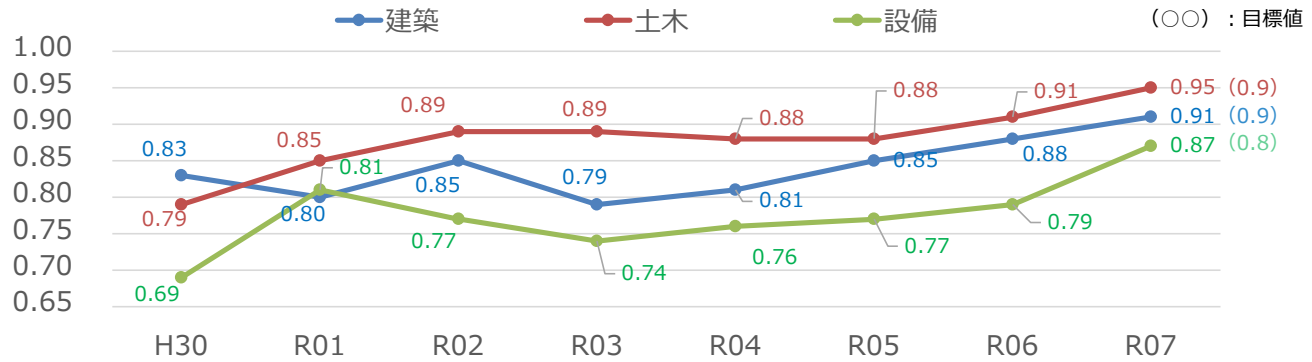

■ 平準化の推移（設計等委託・業種ごと）

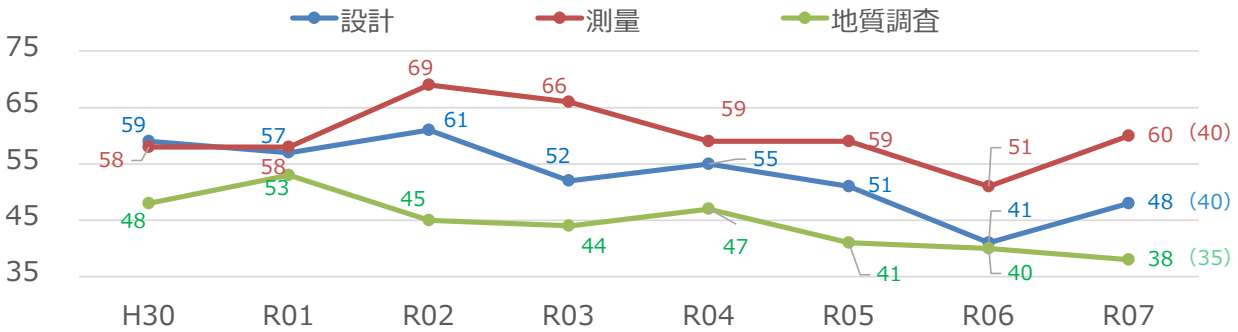

⇒工事・設計等委託ともに平準化の取り組みが進んでいる傾向にある。

⇒工事については、全業種において目標を達成している。

➡ 取組みの進捗状況等を踏まえ、令和９年度以降の取組みを検討していく。